

山梨のものづくり魅力発見事業業務委託仕様書

本仕様書は、山梨県が実施する「山梨のものづくり魅力発見事業」業務を委託するにあたり、委託契約書に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名

山梨のものづくり魅力発見事業

2 事業の目的

本県産業の維持・発展を図るため、県内小中学生を対象に、本県基幹産業である機械電子産業をはじめ、宝飾などの地場産業等、本県の魅力あるものづくり産業の工場見学及び体験学習を実施し、ものづくりへの関心を高め、将来のものづくり産業を支える人材の育成を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日

4 業務の基本事項

(1) 業務の概要

本業務委託は、県内小中学生を対象に、県内企業の工場見学及び体験学習を行うバスツアーを実施することとし、バスツアーの企画及び調整、工場見学を実施する県内企業の確保、参加する小中学校及び見学先企業との打合せや連絡調整、バスツアーの運営、アンケートの実施、工場見学レポートの作成等、一連の業務を委託するものである。

(2) 実施時期

概ね9月上旬から12月下旬の間で実施するものとする。

(3) 参加対象及び参加者数

県内小中学生を参加対象とし、概ね1回につき、1校35人から75人程度（35人×2学級と引率教員）とし、年間350人程度（最大8校）を上限とし、学校単位で実施するものとする。

(4) 工場見学等を実施する対象企業

県内に本社、支社、支店、事業所等を有する企業のうち、機械電子産業や宝飾、織物などの地場産業等の製造業の企業とする。

(5) 参加する小中学校の選定、決定

工場見学に参加する小中学校は、県で選定、決定するものとする。

(6) 参加する見学先企業の選定・決定

参加する見学先企業は、受託者が前記2及び前記4の(4)を踏まえた上で、企画提案書等により提案するものとする。その際、ものづくりへの関心を高めるための見学内容、体験学習の内容について具体的に提案すること。

なお、見学先企業の提案にあたっては、事前に企業から工場見学、体験学習等の見

学受入に係る承諾を得ておかなければならない。また、見学先企業の最終決定は受託者と県が協議のうえ決定することとし、県は必要に応じて受託者に見学先企業の追加や変更を求めることができる。

(7) 委託業務の対象経費

委託業務の対象経費は、「5 業務の内容」を実施するために必要な経費とし、業務と関連が認められない経費は対象としないものとする。

5 業務の内容

(1) バスツアーの企画及び調整

① バスツアーの企画内容は、以下の点に留意し、受託者が、参加する小中学校及び見学先企業と協議の上、決定するものとする。

(ア) 参加する小中学校と見学先企業との送迎はバスを使用し、学校発着として、参加する小中学生数、学級数、見学先企業の見学ルート等の状況に応じた適正な台数を運行すること。

(イ) 見学先企業は1校1社とし、バスツアーの学校出発・学校到着時間は、参加する小中学校と調整するものとする。ただし、学校最終到着時間は午後4時前後を目安とすること。また、見学先企業の状況によっては、1回の見学人数を、午前中1グループ、午後1グループなどに分けて実施することも可能とする。

(ウ) 工場見学は、見学先企業の工場等の製造現場を見学し、小中学生が実際に体験できる内容とするなど、関心が高まる内容になるよう工夫するほか、企業やものづくりの魅力が伝わるような内容とすること。

② バスツアーに係る手配を行うこと。

(ア) 添乗員の手配

工業見学バスツアーを安全かつ円滑に実施する添乗員を手配し、当日のバスツアーに随行し、安全管理等や工場見学中のガイドを行わせること。添乗員の人数は、参加者数、バスの台数、見学先企業の見学ルート等に見合った人数を確保、随行させるようにすること。また、事前に参加する小中学校及び見学先企業と現地等で十分な打合せを行い、添乗員の役割、バスツアーの運営体制、安全管理対策等について情報共有すること。

(イ) 交通の手配、運行

県内の移動は専用の運転手付きバス車両によることとし、円滑な移動ができるよう手配、運行を行うこと。なお、運行に係る業務は、道路運送法の許可を受けた会社で行うこととする。

(ウ) 昼食場所の手配

A) バスツアー行程中に昼食が必要となる場合は、昼食場所の手配、確保を行うこと。ただし、昼食は参加者各自の持参とすること。

B) 昼食場所は、室内でテーブル、椅子に座って食事ができる場所を原則とし、手洗い、トイレ等を行うことができるなど、衛生面、安全面に十分配慮した場所とすること。

- ③ 事前に参加する小中学校から見学先企業までのバスコースや工場内見学ルート
を十分に把握し、バスコースや工場内見学ルートの状況、危険箇所、休憩場所、
トイレ等を確認すること。
- ④ 見学先企業内では、参加者の安全に十分配慮した見学場所、見学ルートを設定し、
安全確保対策を徹底すること。
- ⑤ 見学先企業内では、参加者に対して写真撮影を禁止する等の対策を講じるなど、
企業情報の管理に関する対策を徹底すること。
- ⑥ バスツアー中の万一の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全
な安全対策を講じること。保険の内容は、死亡（概ね 1,000 万円以上のもの）・
後遺障害、入院・通院、第三者、見学先企業への賠償責任等をカバーするものと
すること。

(2) 参加する小中学校及び見学先企業との打合せ、連絡調整

- ① 参加する小中学校及び見学先企業とのバスツアーの日程、見学内容、見学ルー
ト、その他一切の連絡調整、打合せ業務は、受託者が実施すること。
- ② 参加する小中学校及び見学先企業に対して、バスツアーの全行程、見学先企業
の概要、見学内容、見学ルートの情報、見学に必要な持ち物、見学中のルール
や安全対策等の注意事項、不測の際の緊急連絡先等を記載した資料を事前に提
供すること。
- ③ バスツアー内容を変更する場合は、概ね一週間前までに参加する小中学校及び
見学先企業にバスツアー内容の変更の連絡をすること。また、天候等によりバ
スツアーの実施が困難であると判断した場合は、当日のバスツアー出発前まで
に中止の判断をし、参加する小中学校及び見学先企業に連絡すること。
- ④ 企画が確定したバスツアーについては、速やかに企画内容を記載した行程表を
県へ提出すること。

(3) バスツアーの当日の運営

- ① 受託者の職員は、参加者数、バスの台数、見学先企業の見学ルート等に見合った
人数を添乗員として確保し、全行程の随行、引率及び工場見学中のガイドを行う
こと。また、添乗員 1 名以上は、工場見学バスツアーを実施した経験のある職員
を選任すること。
- ② 引率を行う添乗員は、バスツアー中、参加する小中学校及び見学先企業等との必
要な調整を行うこと。
- ③ バスの出発前や工場見学中に、点呼等により、参加者の人数を確認し、参加する
小中学校の教職員と情報を共有すること。
- ④ バスの出発前に参加者にシートベルトの着用を促し、参加者がシートベルトを着
用していることを確認の上、出発すること。また、乗務員に対して、制限速度の
遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最
優先するよう徹底すること。
- ⑤ 工場見学開始前に、参加者に対して、見学先企業の概要、見学コース、見学ルー
ル、安全や企業情報に関する注意事項等を記載した資料を配布し、説明を行うこ
と。

- ④ 工場見学中は、参加者に対して、見学ルートから外れない等の見学ルールの徹底を図り、安全確保に十分に配慮するとともに、安全確保のための必要な対策を講じること。
- ⑤ 見学先企業内では、参加者に対して、企業に関する情報管理に注意するよう説明するとともに、写真撮影を禁止するなど必要な対策を講じること。
- ⑥ 受託者は、バスツアーの実施記録を、カメラ等を用い記録（1校20枚程度）すること。なお、撮影に当たっては、参加する小中学生個人が特定されないよう配慮するものとし、見学先企業内での撮影可能な場所等を調整、確認の上、記録を行うこと。また、撮影した写真等は県がウェブサイト及びその他広報資料等において使用することがある旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。
- ⑦ 各小中学校のバスツアーの終了時は、電話にて県に終了報告を行うこと。

(4) 参加者及び見学先企業へのアンケート業務

参加者及び見学先企業に対して、バスツアーの感想、意見等を把握するためのアンケートを実施すること。

なお、集計結果は学校単位で取りまとめ、各バスツアー終了後1か月以内にアンケート票とともに県へ提出すること。アンケートの内容は、県と協議の上、決定するものとする。

(5) 工場見学レポートの作成

県内小中学校等へ配布する工場見学レポートを作成し、各バスツアー終了後1か月以内にそれぞれ電子データを県へ提出すること。

なお、工場見学レポートは県が示す様式により作成するものとする。

6 業務の実施体制

受託者は、本業務の担当者を1名以上選任し、業務を実施するものとする。本業務の担当者には、工場見学バスツアーに関する知識とノウハウ等を有する者を選任すること。

7 留意事項

(1) バスツアーの中止等

天候等の理由でバスツアーを中止した場合に発生した経費の負担は、県はしないものとし、後日、再度バスツアーを企画、実施するものとして、その経費の負担は契約額の範囲とする。

(2) 安全確保対策及び情報管理に関する対策等

見学先企業との事前打ち合わせや現地確認を十分に行い、見学先企業内の見学場所やルート等の安全確保対策及び情報管理に関する対策を実施し、参加者及び関係者への徹底を図ること。

8 成果品の納品

バスツアー当日の写真等をまとめた実績報告書(A4カラー、CD-ROM1枚)を委託期間の最終日までに提出すること。バスツアー中に撮影した写真は電子データでも提出すること。

9 その他

- (1) 業務上知り得た個人情報及び企業情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、機密保持に万全の注意を払うこと。
- (2) 業務実施にあたっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (3) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は委託者と受託者で協議の上、業務を遂行するものとする。